

学長の選考及び任期に関する学内規程の整備について（案）

1 概要

令和3年4月に予定している学長を理事長と別に任命する大学（以下「分離型」という。）への移行等について定める定款の一部変更について、総務大臣及び文部科学大臣の認可があったことから、分離型移行後の県立広島大学の最初の学長の選考及び当該学長の任期に関して必要な事項を定めるため、以下のとおり、学内規程を整備する。

2 新たに制定又は改正する規程等

①公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程の一部を改正する規程 …【別紙①】

（趣旨）定款の一部変更附則第5項及び第6項の規定により、現在県立広島大学に設置されている理事長選考会議が、分離型移行後の県立広島大学の最初の学長の選考及び当該学長の任期の審議を行うために必要な経過措置を設けるための規程（一部改正）

（施行日）令和2年11月16日（予定）

②定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程 …【別紙②】

③定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程施行細則 …【別紙③】

（趣旨）分離型移行後の県立広島大学の最初の学長の選考に関し、次に掲げる手続等を定めるための規程及び当該手続等の詳細を定めるための細則（いずれも新制定）

- 学長候補者の選考の時期、選考の公示
- 学長候補者の選考の基準
- 選考対象者の推薦
- 選考方法、所信等の提出及び公表、辞退、審議会委員からの意見聴取
- 各種様式
- 規程の改廃手続き、雑則（選考会議への委任）

（施行日）令和2年11月16日（予定）

（有効期限）令和3年3月31日

④定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の任期に関する規程 …【別紙④】

（趣旨）分離型移行後の県立広島大学の最初の学長の任期を定めるための規程（新制定）

- 任期：4年
- 再任された場合の任期：2年

（施行日）令和3年4月1日（予定）

3 令和3年3月31日をもって廃止される規程等（参考）

次に掲げる規程等については、別途理事長選考会議の議を経て、廃止される予定である。

- 公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程（平成22年法人規程第9号）
- 公立大学法人県立広島大学理事長選考規程（平成22年法人規程第14号）
- 公立大学法人県立広島大学理事長選考規程施行細則（平成22年法人細則第4号）

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程の一部を改正する規程（案）

令和2年11月9日

法人規程第 号

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程（平成22年法人規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 定款の一部変更（令和2年10月23日認可）附則第5項及び第6項の規定に基づき、選考会議が変更後の定款第11条第3項の規定による最初の学長の選考及び当該学長の任期の審議を行う場合のこの規程の適用については、第2条第1号及び第2号並びに第4条第2項中「理事長」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。</p>

附 則

この規程は、令和2年11月16日から施行する。

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程

平成22年6月1日

法人規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款(平成19年3月22日制定。以下「定款」という。)第10条第3項に規定する公立大学法人県立広島大学理事長選考会議(以下「選考会議」という。)の運営等に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事
- (2) 理事長の任期に関する事
- (3) 理事長の解任に関する事
- (4) その他選考会議の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 選考会議は、定款第10条第4項及び第5項に規定する者をもって構成する。

2 選考会議の委員(以下「委員」という。)が欠員となった場合は、選考会議は、速やかに補欠の委員を選任しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

- 2 委員が理事長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 選考会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 選考会議が必要と認めるときは、選考会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 選考会議は公開しないものとする。

(議事録)

第10条 議長は、選考会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 選考会議の庶務は、本部総務課において処理する。

(準用規定)

第12条 第2条から前条まで及び次条の規定は、定款附則第5項に規定する選考会議について準用する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が、選考会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 定款の一部変更(令和2年10月23日認可)附則第5項及び第6項の規定に基づき、選考会議が変更後の定款第11条第3項の規定による最初の学長の選考及び当該学長の任期の審議を行う場合のこの規程の適用については、第2条第1号及び第2号並びに第4条第2項中「理事長」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年法人規程第 号)

この規程は、令和2年11月16日から施行する。

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程（案）

令和2年11月9日

法人規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款（以下「定款」という。）の一部変更（令和2年10月23日認可）附則第5項の規定に基づき、変更後の定款第11条第2項に規定する学長選考会議とみなされる理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う同条第3項の規定による県立広島大学の最初の学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選考の時期）

第2条 学長候補者の選考は、任期開始の日の1月前までに行うものとする。

（選考の基準）

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考しなければならない。

（選考対象者の推薦）

第4条 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会の委員（選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）から、選考会議に対して、書面により推薦された者
 - (2) 公立大学法人県立広島大学職員就業規則（平成19年法人規程第52号）第2条に規定する職員（選考会議の委員である職員を除く。以下「職員」という。）15名以上から、選考会議に対して、書面により推薦された者
- 2 前項各号の規定により推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを選考対象者として推薦できないものとする。

（選考方法）

第5条 選考会議は、前条の規定により推薦された選考対象者に対し、選考対象者となることの意味を確認するとともに、学長に就任した場合の所信の提出を求めるほか、必要な事項の確認を行う。

- 2 選考会議は、学長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（選考対象者の推薦者となった者を除く。）に意見を求めるものとする。この場合において、審議会委員は、学長候補者の選考に関して意見があるときは、書面により提出するものとする。
- 3 選考会議は、選考対象者について、書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を学長候補者として選考する。
- 4 選考会議は、選考の結果を、速やかに理事長又はその代理者に報告するとともに公表するものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年11月16日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程施行細則（案）

令和2年11月9日

法人細則第 号

（趣旨）

第1条 この細則は、定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程（以下「選考規程」という。）第7条の規定に基づき、学長候補者の選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考の公示）

第2条 理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、選考対象者の推薦の期間及び方法その他必要な事項を決定し、学長候補者の選考について公示するものとする。

（選考対象者の推薦）

第3条 選考規程第4条に規定する選考対象者の推薦は、本人の同意を得た上で、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める書類を提出することにより行う。

- (1) 選考規程第4条第1項第1号の審議会委員 推薦書（別紙様式1）
 - (2) 選考規程第4条第1項第2号の職員 推薦書（別紙様式2の1）及び推薦者名簿（別紙様式2の2）
- 2 前項の推薦には、被推薦者の同意書（別紙様式3）を添付する。
 - 3 第1項の推薦の状況（被推薦者、推薦者、推薦代表者、推薦者数及び推薦書受領日をいう。）については、速やかに公表するものとする。
 - 4 推薦書（別紙様式1及び別紙様式2の1）については、これを公表するものとする。

（所信等の提出及び公表）

第4条 選考規程第5条第1項に規定する学長に就任した場合の所信の提出は、所信表明書（別紙様式4）により行う。

- 2 前項の所信の提出には、選考対象者の履歴書（別紙様式5）を添付する。
- 3 前2項の所信表明書及び履歴書については、これを公表するものとする。

（選考対象者の辞退）

第5条 選考対象者は、所信を提出した後に選考対象者を辞退する場合は、辞退届（別紙様式6）を提出しなければならない。

- 2 前項の辞退の申出があった場合は、速やかに辞退者及び辞退届受領日を公表するものとする。

（審議会委員からの意見聴取）

第6条 選考規程第5条第2項に規定する審議会委員からの意見の提出は、意見書（別紙様式7）により行うものとする。

- 2 前項の意見書の提出の状況（意見提出者及び意見書受領日をいう。）は、これを公表するものとする。

（個人情報保護）

第7条 この細則に基づき提出された資料の公表に当たっては、サイン及び印影並びに住所等の個人情報の保護に配慮するものとする。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか，学長候補者の選考の実施に関し必要な事項は，選考会議が別に定める。

附 則

この細則は，令和2年11月16日から施行する。

推 薦 書

令和 年 月 日

公立大学法人県立広島大学
理事長選考会議議長様

推薦者 審議会委員

氏 名 ⑩

私は、本人の同意を得て、次の者を、県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦します。

(ふりがな) 氏 名	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

※推薦理由には、人格、学識、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力、法人の経営管理能力について400字程度で記載してください。

※学長候補者選考の過程で、この推薦書は公表されます。

推 薦 書

令和 年 月 日

公立大学法人県立広島大学
理事長選考会議議長様

推薦代表者
学部等・職名

氏 名

印

私は、本人の同意を得て、次の者を、県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦します。

(ふりがな) 氏 名	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

※推薦理由には、人格、学識、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力、法人の経営管理能力について400字程度で記載してください。

※推薦書には、推薦代表者を含め15名以上の推薦者の自署による推薦者名簿（別紙様式2の2）を添付してください。

※学長候補者選考の過程で、この推薦書（推薦者名簿を除く。）は公表されます。

別紙様式3

同 意 書

公立大学法人県立広島大学
理事長選考会議議長 様

県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦されることに同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

別紙様式4（表面）

所 信 表 明 書

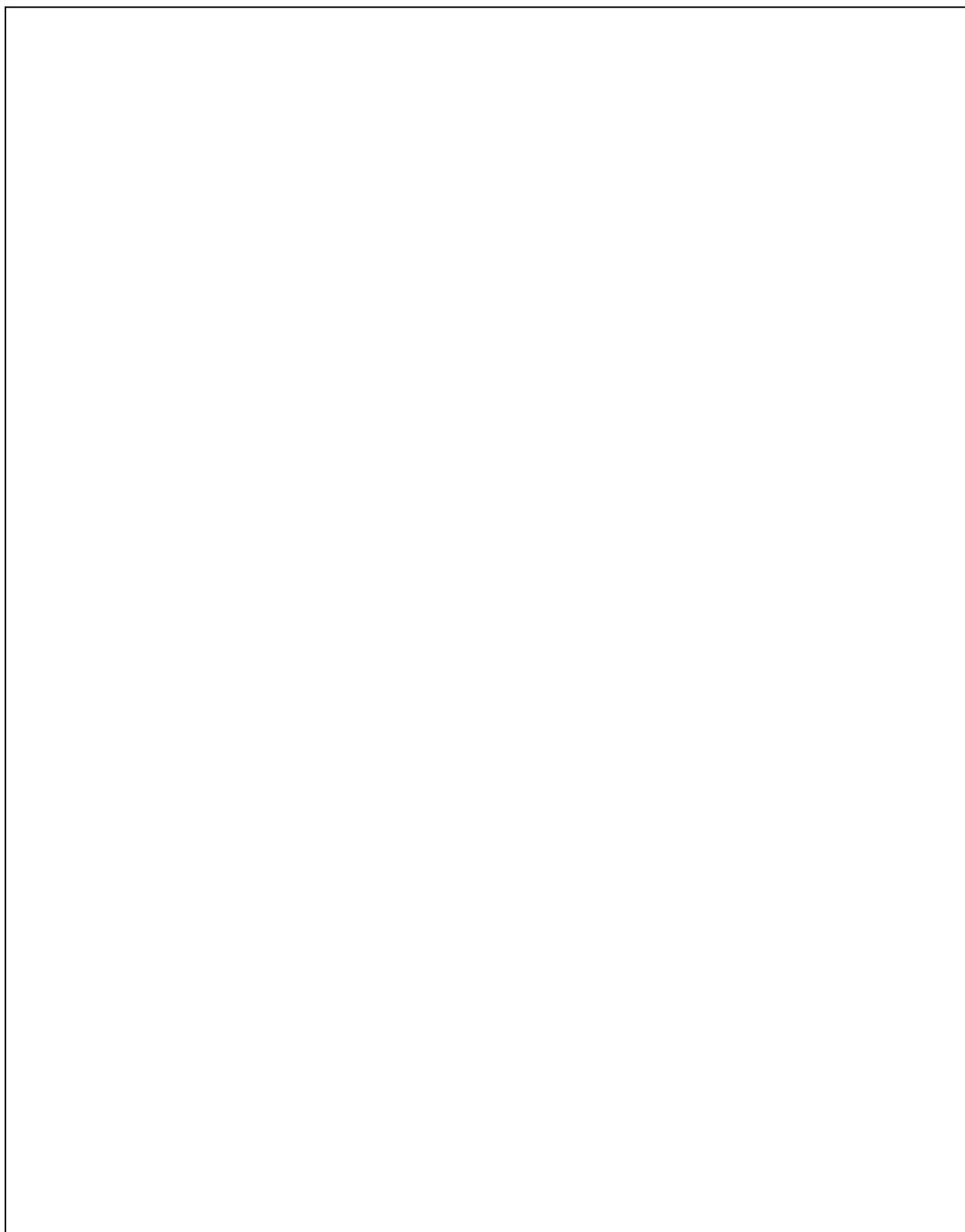
公立大学法人県立広島大学
理事長選考会議議長様

県立広島大学学長候補者の選考対象者となるに当たり、次のとおり所信を表明します。

令和 年 月 日

氏 名 印

別紙様式4（裏面）



- ・所信には，県立広島大学の将来ビジョン及び教育，研究，地域貢献，経営管理の基本方針について，3，000字程度以内で記載してください。
- ・用紙はA4判（縦）とし，ワープロ等で横書きしてください。
- ・学長候補者選考の過程で，この所信表明書は公表されます。

別紙様式5 (表面)

履 歴 書

氏 名 <small>(ふりがな)</small>		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	〒		

学 歴	
年 月	事 項
学 位・免 許・資 格	
年 月	事 項
職 歴	
年 月	事 項

別紙様式 5 (裏面)

主な教育研究業績 (5件以内)	
年 月	事 項
学会・社会における活動等	
年 月	事 項
賞 罰	
年 月	事 項
その他特記すべき事項	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	

※学長候補者選考の過程で、この履歴書は公表されます。

別紙様式 5 (注意事項)

【履歴書記載上の注意事項】

- 1 学歴欄
大学学部入学以降の学歴を記入
- 2 学位・免許・資格欄
学位（授与大学名）及び免許（登録番号）や資格を記入
- 3 職歴欄
主な職歴を記入
- 4 主な教育研究業績欄
教育研究業績のうちから、主なものを5件以内で記入
- 5 学会・社会における活動等欄
 - (1) 所属する主な学会名のほか、そこにおける役職名（会長・評議員等）とその期間を記入
 - (2) 国際誌、国内誌の学術編集員等名を記入
 - (3) 公的機関等における主な審議会委員等の経歴があれば記入
 - (4) その他参考となる事項を記入
- 6 賞罰欄
学会賞等の受賞について記入
- 7 その他特記すべき事項
上記以外で特に伝えるべきことについて記入

※記入欄については、必要に応じ調整してください。

辞 退 届

公立大学法人県立広島大学
理事長選考会議議長 様

このたび、県立広島大学学長候補者の選考対象者として推薦されましたが、選考対象者となることを辞退いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

別紙様式7

意 見 書

公立大学法人県立広島大学
理事長選考会議議長様

県立広島大学学長候補者の選考に係る意見については、次のとおりです。

令和 年 月 日

審議会委員

氏 名

印

※学長候補者の選考に係る意見を400字程度で記述してください。

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の任期に関する規程（案）

令和2年11月9日

法人規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款の一部変更（令和2年10月23日認可）附則第6項の規定に基づき、変更後の定款第11条第2項に規定する学長選考会議とみなされる理事長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う同条第3項の規定により任命される県立広島大学の最初の学長（以下「学長」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 学長の任期は4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

（雑則）

第3条 この規程に定めるもののほか、学長の任期に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。